

株式会社 証券保管振替機構 御中

一般債の発行に係る業務処理要領（案）に関する要望書

企業の資金調達の円滑化に関する協議会

日本資本市場協議会

2005年7月

はじめに

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は協議会活動に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現在貴社で検討しておられる一般債の発行に係る業務処理要領案（以下、要領案）において、発行条件の決定を「払込日の原則 7 営業日前の日まで」と規定しておられることに関し、これの短縮をご検討頂きたく要望いたします。

当該要領案は、発行体を法的に直接規律するものではないと理解しますが、一方で、市場慣習として事実上強い拘束力を持つことが想定されることから、今回要望させて頂くものです。

宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。また、本要望に対する貴社のお考えを近日中に承れれば幸甚でございます。

敬 具

< 要望 >

1 .発行条件の決定を「払込日の原則 7 営業日前の日まで」とする規定に関し、 期間短縮を検討頂きたい

本一般債振替制度の目的は、市場参加者の利便性と安全性の向上にあると考え
るが、利便性の観点からは無券面化によって機動的な取引が可能となる点が極め
て重要である。しかるに、今回の要領案においては、「条件決定から払込日まで
原則として 7 営業日以上必要」と規定しているため、発行時の機動性という面か
らは、これが大きな制約条件になると考える。

また、安全性の観点からは、条件決定から払込日までの間は発行体や主幹事証券
会社が社債の成立に関してリスクを負っている期間であり、投資家にとっても不
安定な期間である。このため、本来当該の事務処理要領部分の内容は、前述の「発
行体・主幹事・投資家の三者」及び「事務処理を行う金融機関等関係者」の合意
の下に設定されるべきものであり、今回のように外部から制限を設ける場合には、
当該趣旨からも最小限に留めるのが適当と考えられる。

米国では、条件決定から発行までの期間は 2~4 日の案件も多いと聞き、またユ
ーロ債においてもその期間の決定はフレキシブルであると聞くが、これが事実と
すれば、今回の要領案における 7 営業日という期間はグローバル・スタンダード
からも疑問が残る点である。また、7 営業日という期間は条件決定日によっては
2 回週末を挟むため、実質的な日数としては 10 暦日以上に亘る可能性もあり、
その影響は大きい。

要領案において、条件決定から発行までの期間を原則 7 営業日以上に設定された
背景には、金融機関の事務手続上の問題もあると理解しており、期間を短縮する
ことで発行代理人会社や引受会社等の事務リスクが必要以上に高まることは、発
行体としても本意ではない。ついては、まずは当該期間設定の妥当性について
のお考えをご説明頂いた上で、本制度の目的を踏まえて、期間短縮の可能性につ
いて協議させて頂くことを、ここに要望したい。

なお、蛇足ながら、本要望書は、条件決定から発行までの期間を一律に短縮する
ことを求めるものではなく、あくまで個別案件ごとに当事者間で期間設定する際
の自由度を広げることを目的にするものである点、付言させて頂きたい。

以上